

緊急事態対策訓練の実施について

平成 22 年 2 月 4 日

当社は、本日、浜岡原子力発電所の保安規定※¹に基づく、緊急事態対策訓練※²を以下のとおり実施しましたので、お知らせいたします。

今後とも、原子力緊急事態の発生防止はもとより、原子力緊急事態への備えを確実にしてまいります。

訓練の概要

1. 日 時

平成22年2月4日(木) 午前6:30～正午

2. 場 所

浜岡原子力発電所構内、静岡県オフサイトセンター

3. 訓練概要

4号機で「原子力緊急事態」が発生したという想定で、訓練を実施しました。

また、静岡県原子力防災訓練に同調し、関係行政機関、オフサイトセンター等との連携を確認しました。

4. 主な訓練項目

- ・通報連絡訓練
- ・放射線管理区域からの負傷者搬送訓練(牧之原御前崎消防署と合同で実施)
- ・発電所内での避難誘導訓練
- ・オフサイトセンター連携訓練
- ・緊急時運転操作訓練 等

5. 訓練参加者

約200名

緊急事態対策訓練の様子



緊急時対策所の様子



負傷者搬送訓練の様子

※¹ 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

※² 緊急事態対策訓練は、原子力防災組織の要員に対する原子力緊急事態に対処するための総合的な訓練として、保安規定で1年に1回実施することを定めている訓練です。

訓練では、緊急時における対策要員等の技能向上および原子力防災組織が有効に機能することを確認・評価し、確実な対策が図れるよう、必要な改善を実施しています。

以 上